

京都府ごみ処理広域化プラン

令和 5 （2023） 年 12 月
京 都 府

目 次

第1章 広域化プランの基本的事項.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画期間.....	3
3 対象施設.....	3
第2章 ごみ処理の現状、前計画の評価及びごみ総排出量等の将来予測.....	4
1 ごみ処理の現状.....	4
2 前計画の評価.....	7
3 ごみ総排出量及び焼却処理量の将来予測.....	12
4 ごみ焼却施設の更新計画等.....	13
第3章 新たな広域化プランの基本方針.....	14
第4章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制.....	15
1 広域化ブロック設定の考え方.....	15
2 広域化ブロック区割り.....	15
3 広域化ブロック別におけるごみ総排出量及び焼却処理量の推計.....	17
4 新たなごみ処理体制の考え方.....	18
5 各ブロックにおける処理体制.....	20
第5章 広域化の推進.....	24
1 広域化によるごみ処理の将来像.....	24
2 各主体の役割.....	25
3 広域化プランの進行管理.....	25
資 料.....	26
資料1 ごみ焼却施設一覧.....	27
資料2 粗大ごみ処理施設一覧.....	28
資料3 資源化等を行う施設一覧.....	29
資料4 最終処分場一覧.....	30
参考1 ごみ総排出量及び焼却処理量の推計について.....	31
参考2 ごみ焼却施設の稼働状況一覧.....	32

第1章 広域化プランの基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 我が国におけるごみ処理の状況について

ごみ処理の広域化については、平成9（1997）年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化に係る計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することとなった。

平成9年通知の発出後、各都道府県において広域化計画が策定され、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められた結果、全国のごみ焼却施設数は、平成10（1998）年度の1,769施設から平成28（2016）年度には1,120施設と4割減少した。

また、全国のごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量は、平成10（1998）年の1,550g-TEQ/年から、平成28（2016）年には24g-TEQ/年と大幅に削減され、目標である33g-TEQ/年を達成し、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げることができた。

一方で、平成9年通知から20年以上が経過し、我が国では人口減少・少子高齢化が進み、ごみ処理を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成31（2019）年、環境省が「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成31年通知」という。）を発出した。

人口減少・少子高齢化が進捗する中、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要となっていることから、都道府県は、市町村と連携して持続可能なごみの適正処理の確保に向けた広域化計画を策定することが求められている。

(2) ごみ処理に関する国の主な動向について

ごみ処理に関する国の主な動きとしては、平成7（1995）年、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）の制定によるプラスチックを含む一般廃棄物の減量と資源の有効活用が進められるなど、1990年代には、各種リサイクル制度の構築が推進されてきた。

また、こうした中、令和5（2023）年6月30日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、基本的理念として、①基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組を掲げている。

さらに、令和12（2030）年度までに温室効果ガス46%削減を目標とした「地球温暖化対策計画」の閣議決定をはじめ、令和元（2019）年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）の施行、令和2（2020）年7月からのレジ袋の有料化の開始、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されるなど2000年代以降は、循環型社会の形成を目指した各種リサイクル制度の充実や3Rの取組が推進されている。

(3) 京都府におけるごみ処理広域化の現状及び計画策定の目的について

本府では、平成 9 年通知を踏まえ、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、平成 11 (1999) 年 3 月、「京都府ごみ処理広域化計画」(以下「前計画」という。)を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきたところである。

前計画では、ダイオキシン類の排出削減対策の効果として、平成 10 年度のダイオキシン類排出量は 12g-TEQ/年、平成 30 年度は 0.69 g-TEQ/年と推定し、90%以上の削減を見込んでいたところ、その後のごみ焼却施設の集約化の取組や排ガスの高度処理等の改善が進んだことにより、平成 30 年度のダイオキシン類排出量は 0.04g-TEQ/年、令和 2 年度のダイオキシン類排出量は 0.06g-TEQ/年であり、平成 10 年度比で、それぞれ 99%削減された。

このようにダイオキシン類の排出削減は目標達成に至ったほか、ごみ焼却施設の集約化についても、ごみ排出量の削減、市町村合併や新たな一部事務組合の設立により一定進んだところである。

こうした中、本府では、環境省からの平成 31 年通知を踏まえ、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めるため、令和 4 (2022) 年 9 月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した 4 つの仮ブロックでの意見を踏まえて、新しい「京都府ごみ処理広域化プラン」(以下「本計画」という。)を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すこととした。

なお、本計画においては、平成 31 年通知を踏まえ、ごみ処理の広域化を「広域化」といい、ごみ処理施設の集約化を「集約化」という。

2 計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする。

3 対象施設

対象とするごみ処理施設は、市町村等が施設整備に関与するごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とする。

第2章 ごみ処理の現状、前計画の評価及びごみ総排出量等の将来予測

1 ごみ処理の現状

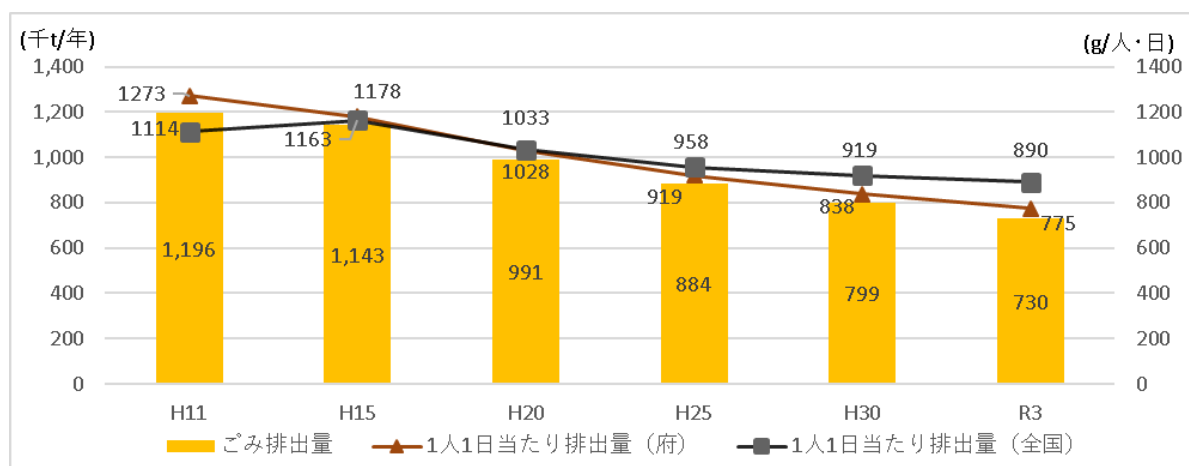
ごみ処理の現状については、前計画の開始年度である平成 11（1999）年度から最新値である令和 3（2021）年度までの一般廃棄物処理事業実態調査結果からみると、次のとおりである。

(1) ごみ排出量及び一人 1 日当たりのごみ排出量

令和 3（2021）年度のごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）は、730 千トンとなっており、近年は減少傾向で推移している。

また、令和 3（2021）年度の一人 1 日当たりのごみ排出量は 775g/人・日であり、平成 15（2003）年度（1,163g/人・日）と比較して 33%減少しているものの、近年、その減少割合は鈍化傾向にある。

図 1 ごみ排出量及び一人 1 日当たりのごみ排出量の推移

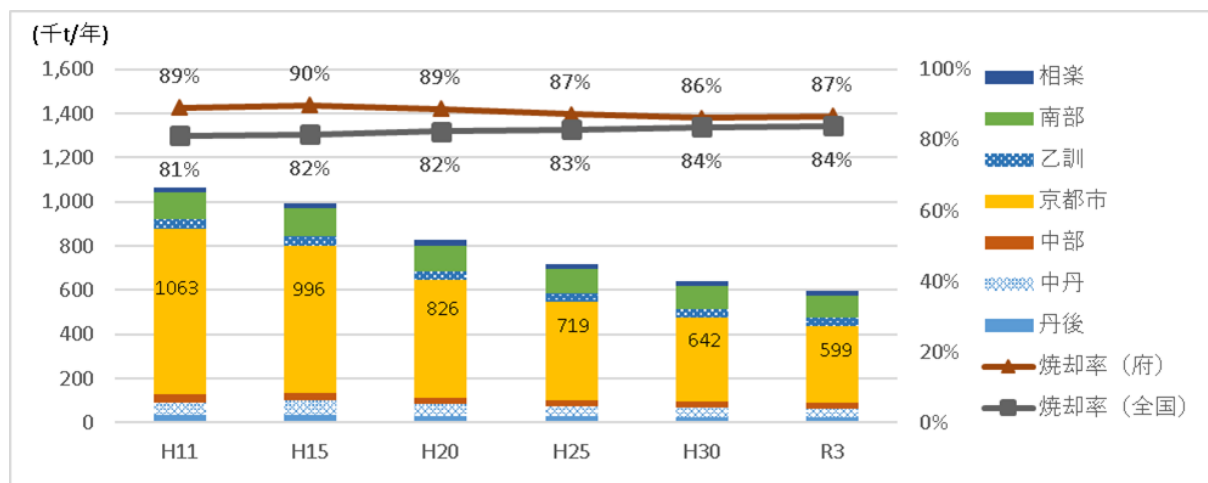


(2) 焼却処理の状況

令和 3（2021）年度の焼却処理量は、599 千トンである。令和 3（2021）年度の焼却率は 87%となっており、全国平均 84%よりもやや高い水準である。

平成 20（2008）年度以降、焼却処理量は減少傾向であるが、焼却率はほぼ横ばいで推移している。

図2 焼却処理量及び焼却率

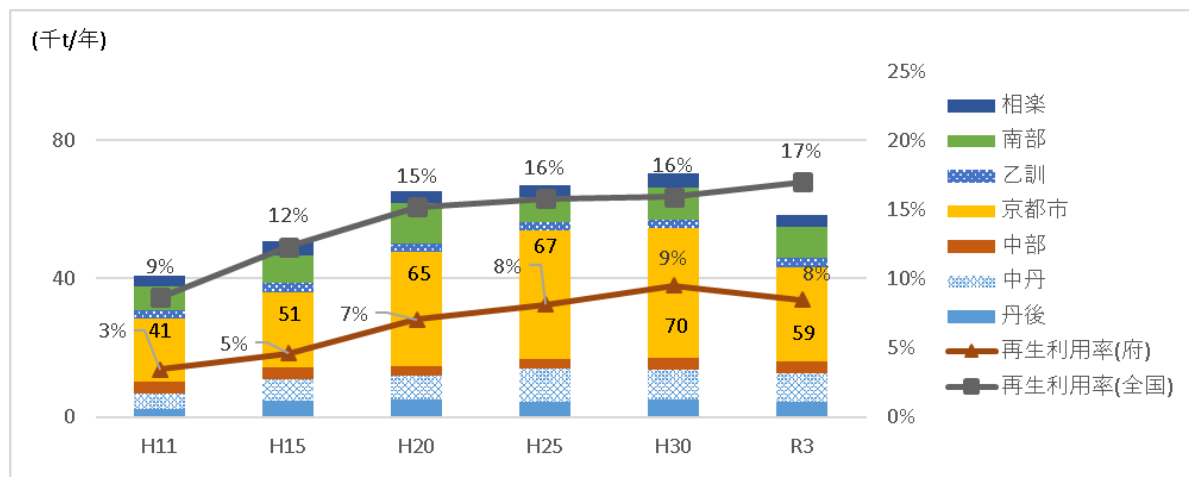


(3) 再生利用の状況

令和3（2021）年度の再生利用量は59千トンであり、平成20（2008）年度以降横ばい傾向である。なお、前計画と同様ここでは集団回収を除いている。

再生利用率は平成30（2018）年度までは増加傾向であり、それ以降は横ばい傾向であったが、近年はやや減少に転じている。また、再生利用率は、平成11（1999）年度以降、全国値より低い値で推移している。

図3 再生利用量及び再生利用率

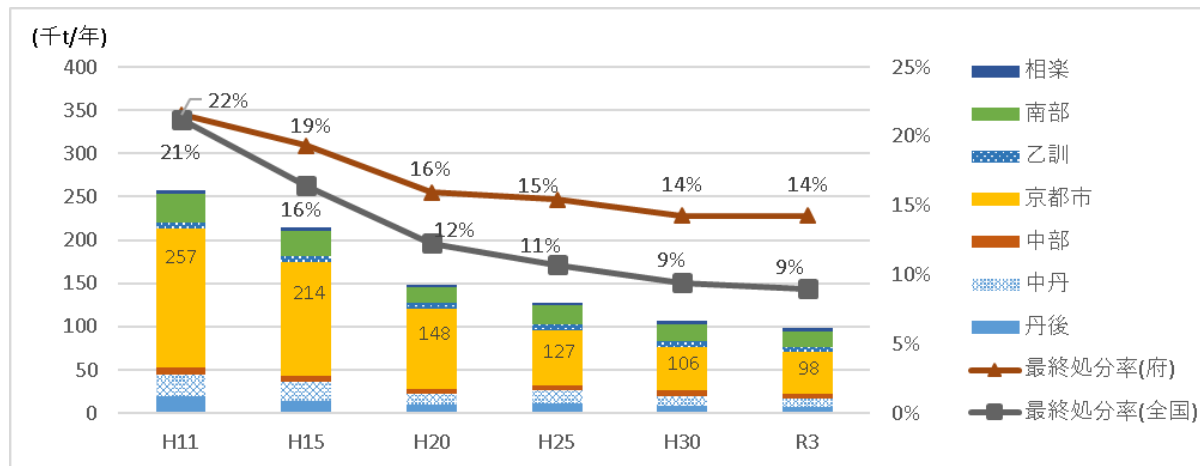


(4) 最終処分状況

令和3（2021）年度最終処分量は98千トンであり、近年は横ばい傾向である。平成11（1999）年度以降は、発生抑制・減量化及び再生利用に伴って、最終処分量は減少傾向で推移している。

また、令和3（2021）年度最終処分率は14%であり、近年は全国値よりも高い値で推移している。

図4 最終処分量と最終処分率



(5) 令和3年度におけるごみ処理施設等の設置状況（資料1～4参照）

ごみ処理施設等の設置状況について、令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、次のとおりである（令和5（2023）年4月時点）。

ア ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は15施設稼働しており、処理能力別に見ると、100t/日以上が9施設、50～100t/日が3施設、50t未満が3施設ある。15施設のうち12施設において熱回収や発電がされており、そのうち発電設備を備えた施設は7施設である。

イ 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は5施設稼働しており、処理方式別に見ると、破碎施設が4施設、破碎及び圧縮の併用施設が1施設である。

ウ 資源化等を行う施設

資源化等の施設は17施設稼働しており、施設区分・種類別に見ると、リサイクルプラザ等が13施設、ごみ燃料化施設（RDF燃料化、メタン化）が4施設である。

エ 最終処分場

最終処分場は20施設稼働しており、令和3（2021）年度末時点の残余容量は、3,809千 m^3 であり、年々減少傾向にある。

2 前計画の評価

(1) 前計画の総括

広域化・集約化の取組状況については、ごみ排出量の削減、市町村合併や一部事務組合・広域連合の設立に伴って、一定進捗している状況である。

前計画で、広域化による効果について推計した値に比べて、表 1 のとおりごみ排出量、ごみ処理量、最終処分量及びダイオキシン類総排出量については削減することができた。資源化量及びごみ発電量の実績値が前計画での推計値を大きく下回っているが、これはごみ焼却施設の集約化を前提とした、焼却残渣の熔融スラグ化による資源化及びごみ発電の導入の効果を推計しており、集約に至らない現時点では乖離した結果となったものである。

表 1 広域化による効果の推計値と実績値

目標項目	単位	平成 10 (1998) 年度 実績値	平成 30 (2018) 年度	
			推計値	実績値
ごみ排出量	(千 t /年)	1, 191	1, 063	799
ごみ処理量	(千 t /年)	1, 187	955	743
資源化量	(千 t /年)	46	197	70
最終処分量	(千 t /年)	267	131	106
ごみ発電量	(百万 kwh)	107	457	188
ダイオキシン 類総排出量	(g-TEQ/年)	12	0. 69	0. 04

※ 資源化量は、直接資源化量と中間処理後再生利用量の和としている。

(2) 各ブロックの目標達成状況

各ブロックの目標達成状況については、7ブロックのうち、3ブロックが達成し、4ブロックが未達成の状況である。

なお、目標達成状況の時点については、枚方京田辺環境施設組合の新施設が令和 7 年度末に稼働予定であることを踏まえ、令和 7 年度末時点における評価とした。

ア 丹後ブロック

京丹後市及び与謝野町での市町村合併や宮津与謝環境組合の設立に伴って、広域処理は進展したものの、丹後ブロックで1箇所への集約化には至っていない状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	1 市 10 町で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・広域化ブロックで1箇所へ集約化する。
	達成状況	未達成〔6 施設→3 施設〕 ・平成 16（2004）年 4 月、峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町が合併して、京丹後市が誕生 ・平成 18（2006）年 3 月、加悦町、岩滝町及び野田川町が合併して、与謝野町が誕生 ・平成 25（2013）年 4 月、宮津市、伊根町及び与謝野町を構成市町とする宮津与謝環境組合が設立 ・令和 2（2020）年 7 月、宮津与謝環境組合の新たな施設である宮津与謝クリーンセンター（※）が供用開始
資源化施設	目標（平成 30（2018）年度）	1 市 10 町で広域処理
	達成状況	未達成
最終処分場	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

※エネルギー回収型廃棄物処理施設〔ごみ焼却施設（30 t/日）、メタンガス化施設（20.6 t/日）〕、マテリアルリサイクル推進施設（14.9 t/5 h）

イ 中丹ブロック

中丹ブロックとして1箇所への集約化には至っていない状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	3 市 3 町で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・広域化ブロックで1箇所へ集約化する。
	達成状況	未達成〔4 施設→3 施設（うち、1 施設は綾部市の RDF 化施設。※）〕 ・平成 11（1999）年度、福知山市ごみ焼却施設が供用開始 ・平成 18（2006）年 1 月、福知山市が三和町、夜久野町及び大江町を編入合併 ・平成 24（2012）年度、綾部市クリーンセンターの燃焼発電施設が休止（RDF は外部で発電利用）

資源化施設	目標（平成 30 （2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成
最終処分場	目標（平成 30 （2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

※令和 5（2023）年度に休止の施設（舞鶴市第二工場）を除く。

ウ 中部ブロック

中部ブロックとして広域化・集約化には至っていない状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30 （2018）年度）	1 市 8 町で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・広域化ブロックで集約化、広大な面積のため施設数は配慮が必要
	達成状況	未達成〔2 施設→1 施設（※）〕 ・船井郡衛生管理組合は、平成 16（2004）年 4 月から域内の民間事業者処理を委託し、京都中部クリーンセンター（ごみ焼却施設）を休止。平成 31（2019）年 3 月同事業者の撤退により、平成 31（2019）年 4 月から、近隣自治体及び府外民間事業者へ委託中 ・平成 17（2005）年 4 月、京都市が京北町を編入合併 ・平成 17（2005）年 10 月、丹波町、瑞穂町及び和知町が合併して京丹波町が誕生 ・平成 18（2006）年 1 月、園部町、八木町、日吉町及び美山町が合併して南丹市が誕生 ・平成 24（2012）～27（2015）年、亀岡市桜塚クリーンセンターが長寿命化を実施
資源化施設	目標（平成 30 （2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成
最終処分場	目標（平成 30 （2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

※船井郡衛生管理組合については、施設休止中のため、焼却処理を外部委託している。

エ 京都市ブロック

京都市ブロックは、5施設から3施設へ集約された状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	施設更新 【広域化の考え方と課題】 ・既存施設を改造・更新・継続使用する。
	達成状況	達成〔5施設→3施設〕 ・令和元（2019）年度、南部クリーンセンター第二工場が建替え完了、供用開始 ・令和2（2020）～3（2021）年度、東北部クリーンセンターが長寿寿命化工事を実施
資源化施設	目標（平成 30（2018）年度）	施設更新、継続使用
	達成状況	達成
最終処分場	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

オ 乙訓ブロック

乙訓ブロックは、2市1町で広域処理を継続している状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	2市1町で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・既存施設を更新・継続使用し、現状どおり処理
	達成状況	達成（2施設→2施設） ・平成 26（2014）～29（2017）年度、既存施設が長寿寿命化済
資源化施設	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成
最終処分場	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

カ 南部ブロック

枚方京田辺環境施設組合の設立により、広域処理が進展した状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	4 市 3 町で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・広域化ブロックで集約化し、必要な施設数を整備する。
	達成状況	達成（3 施設→3 施設） ・平成 28（2016）年 5 月、京田辺市と大阪府枚方市による枚方京田辺環境施設組合が設立され、新施設を整備中
資源化施設	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成
最終処分場	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

キ 相楽ブロック

3 主体から 2 主体（うち、1 主体の 1 施設は休止）へ集約化されているものの、相楽ブロックとして、広域化・集約化には至っていない状況である。

施設の種類	前計画の整備計画	
ごみ焼却施設	目標（平成 30（2018）年度）	6 町 1 村で広域処理 【広域化の考え方と課題】 ・広域化ブロックで 1 箇所に集約化する。
	達成状況	未達成（3 施設→1 施設（※）） ・平成 19（2007）年 3 月、木津町、加茂町及び山城町が合併して、木津川市が誕生 ・平成 20（2008）年 12 月、相楽東部広域連合（旧・相楽郡東部じんかい処理組合）が設立 ・平成 30（2018）年 9 月、木津川市精華町環境施設組合の環境の森センター・きづがわが供用開始 ・平成 31（2019）年 3 月、相楽東部広域連合の東部クリーンセンターが休止のため、府外民間事業者へ委託中
資源化施設	目標（平成 30（2018）年度）	6 町 1 村で広域処理
	達成状況	未達成
最終処分場	目標（平成 30（2018）年度）	継続使用
	達成状況	達成

※相楽東部広域連合については、施設休止中のため、焼却処理を外部委託している。

3 ごみ総排出量及び焼却処理量の将来予測

一般廃棄物処理事業実態調査結果を基に、ごみ総排出量及び焼却処理量を推計した。
なお、ここで予測した量は、過去 10 年間のトレンドを踏まえ、本府が一定の仮定の基で試算したものである。

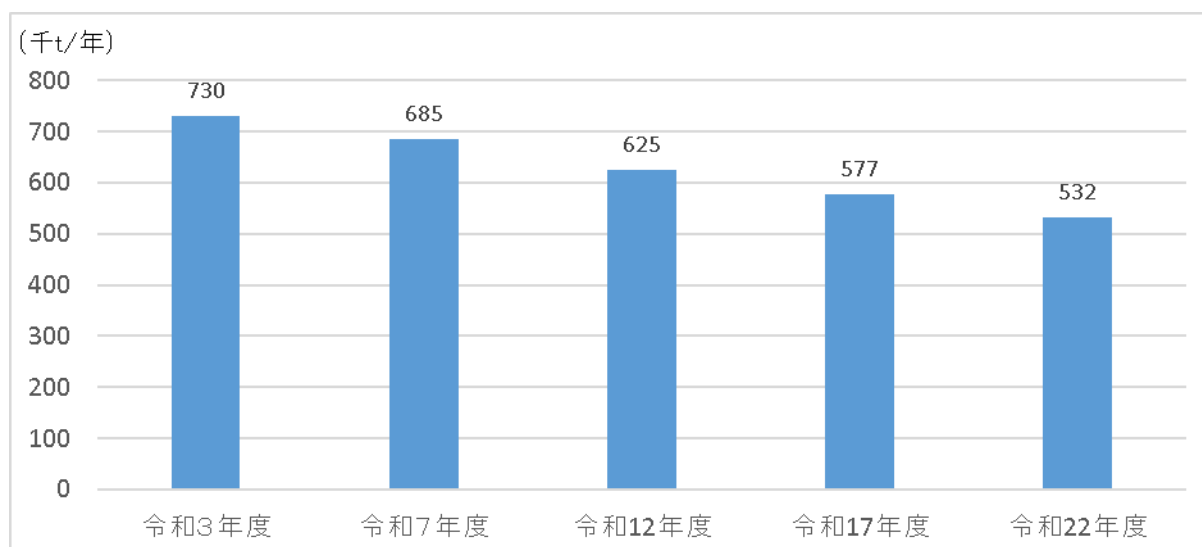
(1) ごみ総排出量の推計

令和 3（2021）年度のごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）は 730 千トンである。

令和 12（2030）年度のごみ総排出量は 625 千トンとなり、令和 3（2021）年度比で 14%減少する見込みである。

令和 22（2040）年度のごみ総排出量は 532 千トンとなり、令和 3（2021）年度比で 27%減少する見込みである。

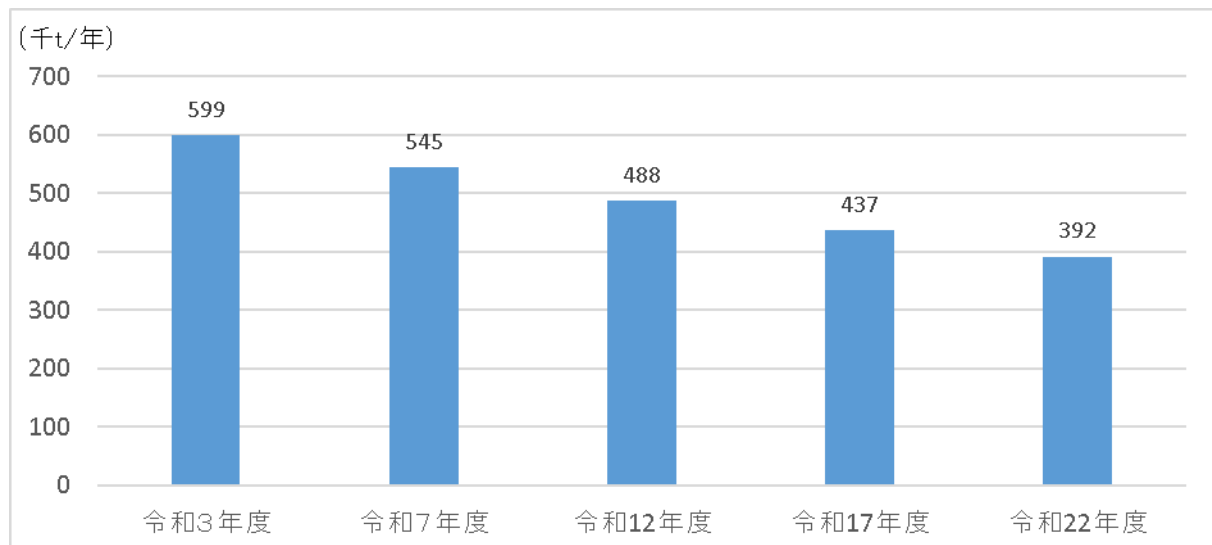
図 5 ごみ総排出量の推計



(2) 焼却処理量の推計

令和 3（2021）年度の焼却処理量は 599 千トンであり、令和 12（2030）年度及び令和 22（2040）年度の焼却処理量は 488 千トン、392 千トンとなり、焼却処理量は減少する見込みである。

図6 焼却処理量の推計



4 ごみ焼却施設の更新計画等

本計画策定時点で予定されている計画期間内でのごみ処理施設の更新等は、次のとおりである。

(1) ごみ焼却施設

◇舞鶴市清掃事業所第一工場（80 t /日）の長寿命化工事が完了し、令和 5（2023）年 6 月から全連続運転炉（120 t /日）となった。これに伴い、舞鶴市清掃事業所第二工場が休止。

◇令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度まで、城南衛生管理組合のクリーン 21 長谷山が、長寿命化工事を実施予定である。

◇枚方京田辺環境施設組合の新施設が、令和 7（2025）年度末から稼働予定である。これに伴い、京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設が、令和 8（2026）年 4 月から休止予定である。

◇令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度まで、京都市の北部クリーンセンターが、長寿命化工事を実施予定である。

(2) ごみ焼却施設以外の施設

◇粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設、最終処分場等の更新計画は、本計画策定時点で予定されていない。

第3章 新たな広域化プランの基本方針

本府においては、前計画以降、広域化・集約化により、焼却時の余熱を利用したエネルギー回収量が増加し、資源化等による最終処分量の減少も進んでいるところである。

しかしながら、前計画から20年以上が経過し、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、気候変動問題や頻発・甚大化する災害への対応も喫緊の課題となっている。

したがって、本府では、環境省の平成31年通知のごみ処理の広域化方針を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町村等との緊密な連携の下、次の考え方に基づき新たな広域化計画を策定し、前計画における広域化ブロック区割りを見直すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するものとする。

(1) 持続可能な適正処理の確保

市町村等の厳しい財政状況、ごみ処理施設の老朽化、担い手不足、廃棄物処理の非効率化が懸念されているため、持続可能な適正処理を確保できる体制づくりを推進していく必要がある。

(2) 気候変動対策の推進

気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているため、廃棄物処理についても温室効果ガスの削減に配慮することが重要である。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも資するものである。

(4) 災害対策の強化

広域的な廃棄物処理体制の構築に向けては、関係団体・市町村等間での災害協定の締結等による連携の強化、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが重要である。

(5) 地域への新たな価値の創出

広域化・集約化により、社会インフラとしてのごみ処理施設の機能を一層高め、地域循環共生圏の核となり得る施設整備を推進し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

第4章 新たな広域化ブロック区割り及び処理体制

1 広域化ブロック設定の考え方

広域化ブロックの設定に当たっては、市町村等の意向や環境省の平成31年通知を踏まえ、次の考え方にに基づき設定することとする。

なお、広域化ブロックの適用・運用に当たっては、施設の更新時期や処理の効率性、最新技術の適用など様々な要因や社会情勢の変化への対応を重視し、広域化ブロックの枠を越えた自治体連携も行えるよう柔軟に適用・運用することとする。

- ◇ ごみの焼却については、原則として100t/日以上全連続燃焼式ごみ焼却施設の設置が可能であること。
- ◇ 市町村等の意向をはじめ、広域市町村圏等の既存行政ブロックの枠組、様々な行政分野における広域連携の取組等を考慮すること。
- ◇ 人口減少に伴うごみ排出量の減少等の社会的要因、地域経済・生活圏、主要道路の整備状況など地理的要因を考慮すること。

2 広域化ブロック区割り

上記「1 広域化ブロック設定の考え方」を踏まえ、これまでの広域化の取組状況、本府独自に推計した焼却処理量の推移、災害廃棄物処理対策の取組状況等を勘案して、広域化ブロック区割りについては、表2のとおり4ブロックを設定した。

表2 広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 (※1)		人口(人) (※3)	面積 (km ²)
		施設数	現有能力 (t/日)(※2)		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市(※4)、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合(※4)	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市のRDF化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和5年4月現在)

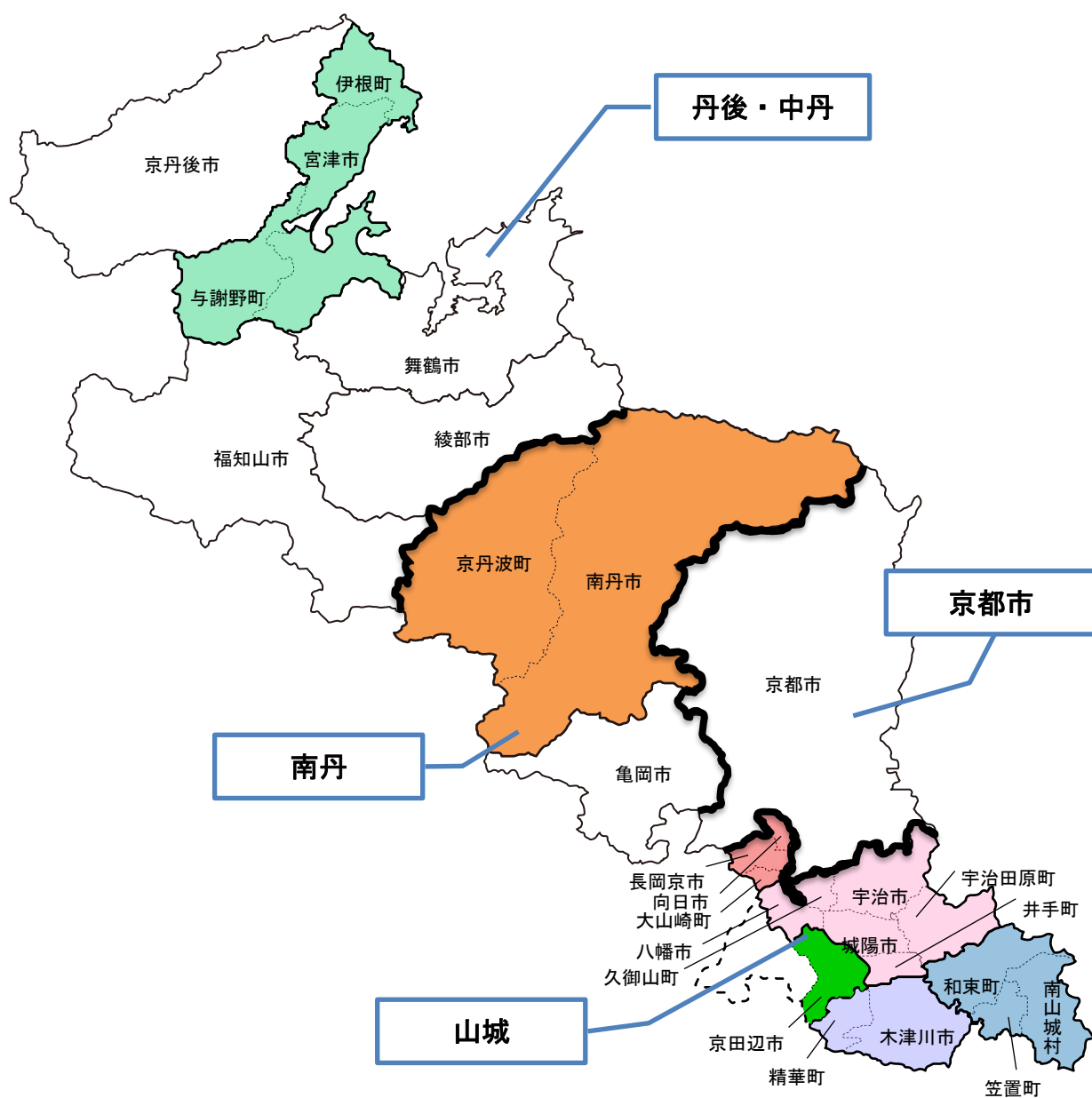
※3 住民基本台帳に基づく人口(令和4年1月1日現在)

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7(2025)年度末から稼働予定

表3 一部事務組合・広域連合の構成市町村

一部事務組合・広域連合名	構成市町村名
宮津与謝環境組合	宮津市、伊根町、与謝野町
船井郡衛生管理組合	南丹市、京丹波町
乙訓環境衛生組合	向日市、長岡京市、大山崎町
城南衛生管理組合	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町
枚方京田辺環境施設組合	京田辺市、大阪府枚方市
木津川市精華町環境施設組合	木津川市、精華町
相楽東部広域連合	笠置町、和束町、南山城村

図7 広域化ブロック概要図



3 広域化ブロック別におけるごみ総排出量及び焼却処理量の推計

新たな広域化ブロック別におけるごみ総排出量及び焼却処理量を推計したところ、図8及び図9のとおりとなる。

いずれの地域においても減少傾向であり、令和22（2040）年度のごみ総排出量は令和3（2021）年度比で1～3割減少し、令和22（2040）年度の焼却処理量は令和3（2021）年度比で2～3割減少する見込みである。

図8 広域化ブロック別におけるごみ総排出量の推計

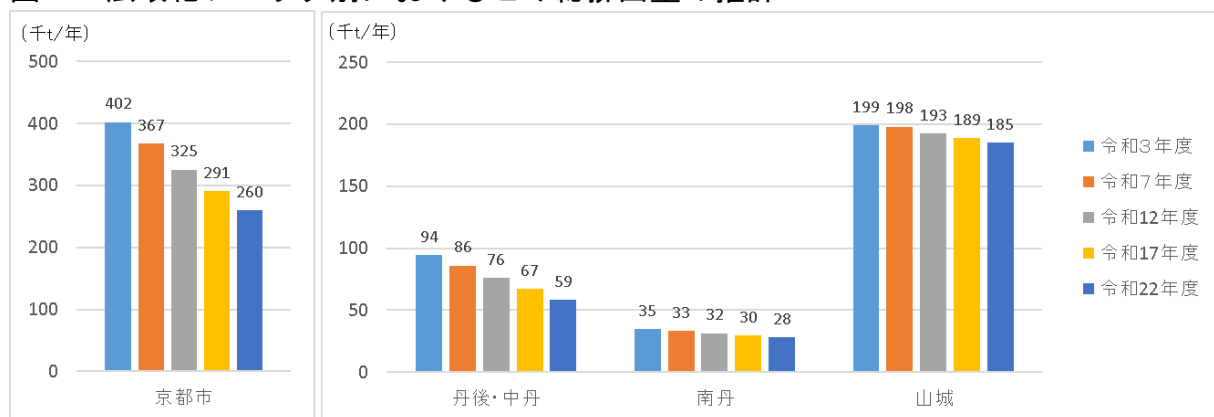
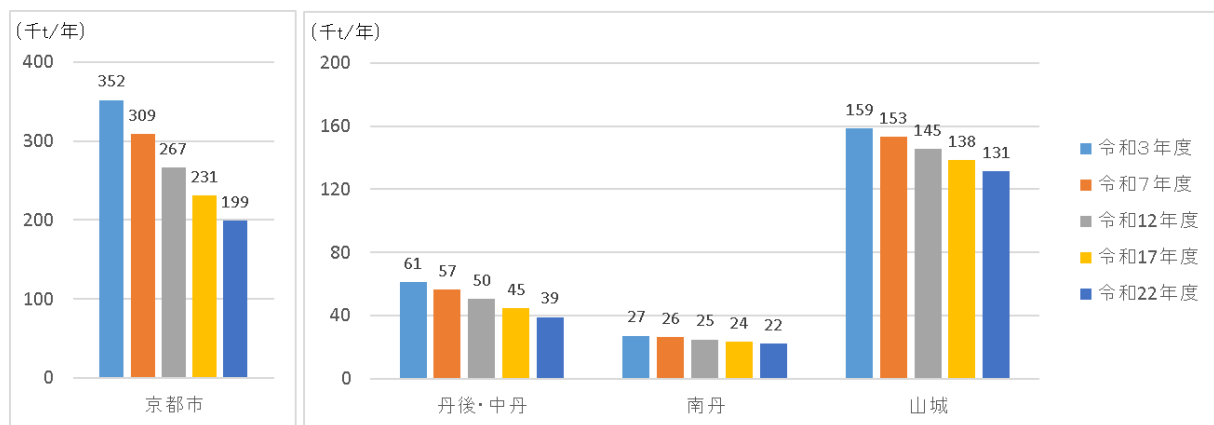


図9 広域化ブロック別における焼却処理量の推計



4 新たなごみ処理体制の考え方

広域化ブロックにおけるごみ処理施設の整備に当たっては、次の(1)から(5)に掲げる考え方に配慮して整備を推進するものとし、本府においても、技術的助言や関係市町村等の広域調整を行うこととする。

(1) 持続可能な適正処理の確保

新設のごみ焼却施設の整備に当たっては、環境省の平成 31 年通知のごみ処理の広域化方針を踏まえ、原則として処理能力 100t/日以上であり、ごみ発電や熱利用施設を併設した全連続燃焼炉とし、更に、処理能力 300t/日以上のごみ焼却施設の設置も含めて、市町村等の実状に応じた適正な規模を検討するものとする。なお、広域化までの過渡的な対応が必要な場合は、この限りではない。

- ◇ 既存のごみ焼却施設の長寿命化を図るとともに、ごみ焼却施設の更新時期を調整するものとする。
- ◇ 売電、施設間の連携や PFI 等の手法も含めた民間活力の活用等により、施設整備費、処理費、維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、効率的な廃棄物処理事業となるよう努めるものとする。
- ◇ 収集・運搬コストの節減のため、必要に応じて中継施設等の設置も検討するものとする。
- ◇ 府や市町村等の連携等により、廃棄物処理に係る人材育成を図るものとする。

(2) 気候変動対策の推進

廃棄物の発生を抑制する施策を推進するとともに、省エネルギー化や発電効率・熱利用率の向上を図り、廃棄物の排出から最終処分に至る工程において、温室効果ガス排出量の削減に努めるものとする。

さらに、ごみの焼却処理によって発生する CO₂を回収し利用や貯蔵する CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) も見据えて、調査検討を継続するものとする。

- ◇ ごみ焼却施設の整備に当たっては、ごみ発電、メタンガス化発電施設等の温室効果ガス排出量の削減に資する施設の整備を推進するものとする。
- ◇ 脱炭素社会に対応し、地域のエネルギーセンターとして、ごみ処理施設が、周辺施設等にエネルギーを供給するなど、地域のエネルギー消費量の低減に寄与するものとする。

(3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

地域の特性に応じて、メタンガス化、飼料化、堆肥化、燃料化等による廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー回収を検討するものとする。

- ◇ 広域化ブロック内の人口の減少や広域化までの過渡的な対応が必要な場合など、直ちに施設を大型化することが困難な地域については、ごみ焼却施設とメタンガス化施設を併設したエネルギー回収型廃棄物処理施設の導入など、地域特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入を検討するものとする。

(4) 災害対策の強化

広域化によって、ごみ収集範囲の拡大による収集運搬効率の低下等の懸念をはじめ、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保、自立分散型の電力供給等の観点や京都府災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物処理が円滑に行えるよう、ごみ焼却施設の複数配置や中継施設の設置も考慮するものとする。

- ◇ ごみ処理施設が、地震、水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保するものとする。
- ◇ ごみ焼却施設は、地域の防災拠点として、自立分散型の電力供給、熱供給等の役割も期待されることから、大規模災害時にも稼働を確保するものとする。
- ◇ 災害協定の締結等を含めた、関係機関及び関係団体との連携体制の構築や、燃料や資機材等の備蓄など、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努めるものとする。

(5) 地域への新たな価値の創出

ごみ処理施設の特徴を活かし、地域のエネルギーセンター、災害時の防災拠点、環境教育・学習の場、廃棄物エネルギーを利用した産業振興など地域循環共生圏の核として機能するとともに、地域に新たな価値を創出する施設となるよう整備するものとする。

- ◇ 地域の社会インフラとしての機能を高めるため、多くの市町村等が、施設見学をはじめ、ごみ減量・リサイクルに関する環境教育や出前講座を実施し、更に、ごみの減量、地球温暖化対策、生物多様性、地域の歴史といった幅広いテーマを扱った環境学習施設の併設などが取り組まれており、こうした取組を推進することとする。

5 各ブロックにおける処理体制

(1) 丹後・中丹ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	- 平成 27 (2015) 年 4 月、京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会（構成自治体：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）が設立され、産業、観光・交通、教育、移住・定住、環境・防災及び行政運営の各分野で連携が進められている。 - 宮津与謝環境組合については、令和 2（2020）年 7 月から、宮津与謝クリーンセンターのエネルギー回収型廃棄物処理施設が稼働したところである。 - 令和 5（2023）年度、舞鶴市清掃事業所第一工場が長寿命化工事完了。これに伴い、舞鶴市清掃事業所第二工場が休止 - ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。
課題	- プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化への対応が、脱炭素時代における施設整備に当たっての重要な課題である。 - 稼働して間もない施設があるなど各施設の更新時期が異なるため、広域化のタイミングが課題である。 - 更なる広域化に向けては、運搬の効率を高めるための中継施設の整備等が課題となる。 - 保守点検、緊急時の対応、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保のため、ごみ処理の相互支援体制づくりが課題である。
広域化の考え方	【計画期間内の整備計画（令和 12（2030）年度目途）】 - 現有施設を継続使用する。（新施設が稼働する予定はない状況） 【将来の処理形態（令和 13（2031）年度以降）】 - 広域処理に向けては、4 市 1 組合で引き続き検討を継続するものとする。 - 将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定するものとする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧については、資料 2～4 のとおりである。
課題	- 資源ごみについては、広域化ブロック内で分別品目・基準の統一化が課題である。 - 地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー回収の推進 - 最終処分場の確保が課題である。
広域化の考え方	リサイクル施設及び最終処分場の整備についても、連携に向けて引き続き検討を継続するものとする。

(2) 南丹ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	・船井郡衛生管理組合は、平成 16（2004）年 4 月から域内の民間事業者 に処理を委託し、京都中部クリーンセンター（ごみ焼却施設）を休止。 平成 31（2019）年 3 月同事業者の撤退により、平成 31（2019）年 4 月 から、近隣自治体及び府外民間事業者に処理を委託している。 ・ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。
課題	・プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化へ の対応が、脱炭素時代における施設整備に当たっての重要な課題であ る。 ・京都中部クリーンセンターが休止中であるため、今後の廃棄物処理体 制づくりが喫緊の課題である。 ・保守点検、緊急時の対応、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保の ため、ごみ処理の相互支援体制づくりが課題である。
広域化の 考え方	【計画期間内の整備計画（令和 12（2030）年度目途）】 ・当面は、現有施設の使用や処理委託を継続しつつ、広域処理に向けて 検討を実施する。 【将来の処理形態（令和 13（2031）年度以降）】 ・広域処理に向けては、1 市 1 組合で引き続き検討を継続するものとす る。 ・将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定す るものとする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	・粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧について は、資料 2～4 のとおりである。
課題	・資源ごみについては、広域化ブロック内で分別品目・基準の統一化が 課題である。 ・地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネル ギー回収の推進 ・最終処分場の確保が課題である。
広域化の 考え方	・リサイクル施設及び最終処分場の整備についても、連携に向けて引き 続き検討を継続するものとする。

(3) 京都市ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	・令和 2（2020）年度末、京都市南部クリーンセンター旧第一工場が廃止 ・令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度まで、京都市の北部クリーンセンターが、長寿命化工事を実施予定である。 ・ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。
課題	・プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化への対応が、脱炭素時代における施設整備に当たっての重要な課題である。 ・ごみ焼却施設の更新に当たっては、今後のごみ処理量の推移に対応した規模決定や配置が課題である。
広域化の考え方	【計画期間内の整備計画（令和 12（2030）年度目途）】 ・いずれも処理能力が 300t/日を超える施設であり、現有施設を継続使用するものとする。 【将来の処理形態（令和 13（2031）年度以降）】 ・現有施設を継続使用又は施設更新するものとする。 ・将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定するものとする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	・粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧については、資料 2～4 のとおりである。
課題	・最終処分場の確保が課題である。
広域化の考え方	・現有施設を継続使用又は施設更新するものとする。

(4) 山城ブロックの施設整備計画

ごみ焼却施設	
現状	・平成 30（2018）年 9 月から、木津川市精華町環境施設組合の環境の森センター・きづがわが稼働したところである。 ・相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターが、平成 31（2019）年 4 月から休止中であり、府外民間事業者処理を委託している。 ・令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度まで、城南衛生管理組合のクリーン 21 長谷山が長寿命化工事を実施予定である。 ・広域化により京田辺市施設に代わり、枚方京田辺環境施設組合の新施設が、令和 7 年度末から稼働予定である。 ・ごみ焼却施設一覧については、資料 1 のとおりである。
課題	・プラスチック資源循環法への対応、それに伴う焼却ごみ組成の変化への対応が、脱炭素時代におけるごみ焼却施設の整備に当たっての重要な課題である。 ・相楽東部クリーンセンターが休止中であるため、今後の廃棄物処理体制づくりが喫緊の課題である。 ・更なる広域化に向けては、域内の道路状況等に応じた中継施設の整備等が課題となる。 ・保守点検、緊急時の対応、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保のため、ごみ処理の相互支援体制づくりが課題である。
広域化の考え方	【計画期間内の整備計画（令和 12（2030）年度目途）】 ・府域を越えた広域化を含め、既に一部事務組合等で広域的対応が進んでいる状況を踏まえ、当面は、現有施設の使用や処理委託を継続しつつ、広域処理に向けて検討を実施するものとする。 【将来の処理形態（令和 13（2031）年度以降）】 ・広域処理に向けては、引き続き検討を継続するものとする。 ・将来の処理方式については、施設整備の際に最も適切なものを選定するものとする。
粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、最終処分場	
現状	・粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設及び最終処分場一覧については、資料 2～4 のとおりである。
課題	・資源ごみについては、広域化ブロック内で分別品目・基準の統一化が課題である。 ・地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスのマテリアル利用及びエネルギー回収の推進 ・最終処分場の確保が課題である。
広域化の考え方	・リサイクル施設及び最終処分場の整備についても、連携に向けて引き続き検討を継続するものとする。

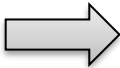
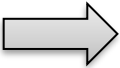
第5章 広域化の推進

1 広域化によるごみ処理の将来像

本府の地球温暖化対策推進計画においては、平成 25(2013)年度を基準年度として、令和 12(2030)年度までに 46%削減（当面の目標）という温室効果ガスの削減目標を定めている。ごみ処理においては、温室効果ガスの削減に向けて、発電等のエネルギー利活用の観点からも、ごみ処理の広域化を推進していくことが重要である。

本府では、市町村等と協働し、ごみ排出量の削減とともに、ごみ処理の広域化を進めることにより、表 4 のような将来像を想定している。

表 4 一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス等の現状及び将来像

項 目	現 状 令和 3 (2021) 年度	約 10 年後 令和 12 (2030) 年度	将来像 令和 22 (2040) 年度
一般廃棄物の焼却 により発生する温 室効果ガスの排出 量	2 3 0 千 t-CO ₂ (※ 1)	1 6 2 千 t-CO ₂ (※ 2)	—
発電による C O ₂ 削減量	9 3 千 t-CO ₂ /年 (※ 1)		8 0 千 t-CO ₂ /年 (※ 3)
参 考 (総発電量)	2 1 3 GWh/年 (※ 4)		1 8 0 GWh/年 (※ 3)

※ 1 令和 3 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果の実績値から本府が試算した。

※ 2 出典：京都府循環型社会形成計画（第 3 期）

※ 3 本計画「第 2 章－ 3 － (2) 焼却処理量の推計」の令和 22（2040）年度推計値から本府が試算した。

※ 4 令和 3 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果の実績値

2 各主体の役割

(1) 府

- ◇ 本府は、市町村等のごみ処理施設の整備が、広域的かつ計画的に推進されるよう、技術的助言をはじめ、市町村間の調整への積極的関与など広域的調整を行うものとする。
- ◇ 本計画の推進体制として、広域化など廃棄物処理を取り巻く様々な課題に関する情報共有を促進していくため、府、市町村等で構成する会議体を各ブロックに設けて、研究・検討を継続して行うものとする。
- ◇ 災害廃棄物処理について、今後、ごみ焼却施設の処理余力の低下が見込まれるため、災害発生時の対応について研究・検討を継続して行うものとする。
- ◇ 更に、ごみ処理施設の整備等に関する交付金予算の十分な確保や制度の充実について、府は国に対して引き続き要望するものとする。

(2) 市町村等

- ◇ 市町村等は、一般廃棄物の減量に関して住民の自主的な活動の促進を図るとともに、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない責務を有している。その責務が十分果たされるよう他市町村等とも連携・協働し、本計画の推進に向けて主体的に取り組むものとする。
- ◇ 一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、本計画との整合性に留意し、地球温暖化防止、省エネルギー等に配慮したごみ処理施設の整備、維持管理及び計画的な更新を図るものとする。
- ◇ ごみ処理施設の整備に当たっては、住民の理解と協力を得、参画を促すように努めるものとする。

3 広域化プランの進行管理

広域化計画を着実に推進していくため、府は、ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化の進行管理を行う。

本計画は、国の動向、府又は市町村等の関連計画の改定、廃棄物処理システムに係る新たな動き等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

資 料

- | | | | |
|-------|----------------------|---|------------------------|
| ○資料 1 | ごみ焼却施設一覧 | } | 令和 3 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果 |
| ○資料 2 | 粗大ごみ処理施設一覧 | | |
| ○資料 3 | 資源化等を行う施設一覧 | | |
| ○資料 4 | 最終処分場一覧 | | |
| ○参考 1 | ごみ総排出量及び焼却処理量の推計について | | |
| ○参考 2 | ごみ焼却施設の稼働状況一覧 | | |

資料1 ごみ焼却施設一覧（令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

番号	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	施設の 種類	処理方式	炉型式	施設全 体の処 理能力 (t/日)	炉数	使用開 始年度	余熱利用の状況	発電能力 (kW)	備考（施設の改廃等）
1	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター	6,992	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	42	2	1997	無し		
2		京丹後市峰山クリーンセンター	7,504	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	21	2	2002	無し		
3	宮津与謝環境組合	宮津与謝クリーンセンター	4,663	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	30	1	2020	場内温水	270	併設メタンガス化施設で発電
4	福知山市	福知山市ごみ焼却施設	17,270	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	2	1999	場内温水		
5	舞鶴市	舞鶴市清掃事務所（第二工場）	7,196	焼却	ストーカ式（可動）	准連続運転	60	2	1983	無し		第二工場（60t/日）は、令和5（2023）年6月の第一工場の全連続運転開始に伴い休止。
6		舞鶴市清掃事務所（第一工場）	12,945	焼却	ストーカ式（可動）	准連続運転	80	2	1993	無し		第一工場は、令和5（2023）年6月から全連続運転炉（120t/日）。
7	綾部市	綾部市クリーンセンター	〔3,634〕	焼却	流動床式	准連続運転	25	1	2002	無し		綾部クリーンセンターは、平成24（2012）年度から休止
8	船井郡衛生管理組合	京都中部クリーンセンター（ごみ処理施設）	〔5,700〕	焼却	流動床式	准連続運転	46	2	1991	無し		京都中部クリーンセンターは、平成16（2004）年度から休止
9	亀岡市	桜塚クリーンセンター	23,427	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	120	3	1997	場内温水		
10	京都市	京都市北部クリーンセンター	116,231	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	400	2	2006	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）、 発電（場外利用）	8,500	
11		京都市東北部クリーンセンター	81,432	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	700	2	2001	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）	15,000	
12		京都市南部クリーンセンター（焼却施設）	149,878	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	500	2	2019	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）、 発電（場外利用）	14,000	
13	乙訓環境衛生組合	150t/日ごみ処理施設	16,439	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	2	1995	場内温水		
14		75t/日ごみ処理施設	19,455	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	75	1	2002	場内温水、発電（場 内利用）、発電（場 外利用）	1,200	
15	城南衛生管理組合	クリーン21長谷山	51,461	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	240	2	2006	発電（場内利用）、 発電（場外利用）	4,900	
16		クリーンパーク折居	31,810	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	115	2	2018	発電（場内利用）、 場外温水、発電（場 外利用）	2,110	
17	京田辺市	環境衛生センター甘南備園焼却施設	15,566	焼却	流動床式	准連続運転	80	2	1986	場内温水		環境衛生センター甘南備園焼却施設は、令和8（2026）年4月から休止予定
18	枚方京田辺環境施設組合	（未定）	—	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	168	1	2025	発電（場内利用）	—	新施設（枚方市104t/日、京田辺市64t/日）は、令和8（2026）年3月から稼働予定
19	木津川市精華町環境施設組合	環境の森センター・きづがわ	23,772	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	94	2	2018	発電（場内利用）	1,220	
20	相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	〔1,166〕	焼却	ストーカ式（可動）	バッチ運転	20	2	1999	無し		相楽東部クリーンセンターは、平成31（2019）年度から休止

※括弧内の数値は、当該施設以外での焼却量を示す。

資料2 粗大ごみ処理施設一覧（令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

番号	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	資源化物 回収量 (t/年度)	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	備考 (施設の改廃等)
1	京丹後市	大型破砕機（ガラパゴス）	561	561	粗大ごみ	破砕	20	2000	
2	福知山市	木材処理設備	619		粗大ごみ，可燃ごみ	破砕	24	1999	
3	京都市	京都市東北部クリーンセンター破砕施設	10,104	28	粗大ごみ	破砕	80	2001	
4		京都市南部クリーンセンター（選別資源化施設）	13,605	999	粗大ごみ	破砕	180	2019	
5	城南衛生管理組合	奥山リユースセンター	0	0	粗大ごみ，不燃ごみ	併用	100	1986	休止
6		リサイクルセンター長谷山	12,473	933	粗大ごみ，不燃ごみ， その他	併用	60	2014	
7	相楽東部広域連合	相楽東部クリーンセンター	0	0	粗大ごみ，不燃ごみ	併用	5	1999	休止

資料3 資源化等を行う施設一覧（令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

番号	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	搬出量 (t/年度)	処理対象廃棄物	施設区分・ 施設の種類	施設全 体の処 理能力 (t/日)	使用 開始 年度	備考（施設の改廃等）
1	京丹後市	京丹後市峰山クリーンセンター（リサイクルプラザ）	836	836	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	リサイクルプラザ	6.7	2002	
2	宮津与謝環境組合	宮津与謝クリーンセンター	3,709	1,645	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、不燃ごみ、粗大ごみ	リサイクルセンター（交付金）	14.9	2020	
3		宮津与謝クリーンセンター	5,974	0	可燃ごみ	メタン化	20.6	2020	ごみ燃料化施設（発電能力270kw）
4	舞鶴市	舞鶴市リサイクルプラザ	4,034	1,820	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ、その他	リサイクルプラザ	40	1998	
5	福知山市	リサイクルプラザ	4,057	1,880	金属類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ、その他	リサイクルプラザ	21.9	2003	
6	綾部市	綾部市クリーンセンター	3,634	3,634	可燃ごみ、生ごみ（厨芥類）、プラスチック類	固形燃料化（RDF）	50	2002	ごみ燃料化施設
7	亀岡市	亀岡市資源化施設（エコトピア亀岡内缶プレス設備棟）	262	182	金属類	容器包装リサイクル推進施設	4	2007	
8	京都市	京都市横大路学園	3,367	3,034	プラスチック	容器包装リサイクル推進施設	20	2007	
9		京都市南部資源リサイクルセンター	6,399	5,090	金属類、ガラス類、ペットボトル	リサイクルセンター（補助金）	60	1999	
10		京都市北部資源リサイクルセンター	7,208	5,605	金属類、ガラス類、ペットボトル	リサイクルセンター（補助金）	40	2006	
11		京都市西部圧縮梱包施設	7,796	6,445	プラスチック	容器包装リサイクル推進施設	60	2007	令和5（2023）年3月で廃止
12		京都市廃食用油燃料化施設	372	366	廃食用油	BDF化	4.4	2004	ごみ燃料化施設
13		京都市南部クリーンセンター（バイオガス化施設）	15,100	3,892	混合（未分別）ごみ	メタン化	60	2019	ごみ燃料化施設（発電能力1,000kw）
14	乙訓環境衛生組合	リサイクルプラザ	3,545	1,367	金属類、ガラス類、不燃ごみ、粗大ごみ	リサイクルプラザ	46	1998	
15	城南衛生管理組合	エコ・ポート長谷山	3,601	2,806	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル	リサイクルプラザ	46.24	1998	
16		リサイクルセンター長谷山	3,271	2,191	プラスチック	容器包装リサイクル推進施設	17	2014	
17	京田辺市	環境衛生センター甘南備園リサイクル施設	1,786	531	金属類、ペットボトル、剪定枝、不燃ごみ、粗大ごみ	リサイクルセンター（補助金）	16	2006	

※資源化等を行う施設及びごみ燃料化施設を掲載している。

資料4 最終処分場一覧（令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果）

番号	地方公共団体名	施設名称	調査対象年度の 埋立容量 （覆土を含む） （m ³ /年度）	残余容量 （m ³ ）	埋立場所	埋立 開始 年度	埋立地面積 （m ² ）	施設全体容量 （m ³ ）
1	京丹後市	京丹後市峰山最終処分場	3,806	3,300	山間	2001	10,000	43,000
2	京丹後市	京丹後市大宮最終処分場	1,302	20,895	山間	1983	13,500	63,300
3	京丹後市	京丹後市網野最終処分場	2,071	7,907	山間	2002	12,000	75,000
4	京丹後市	京丹後市久美浜最終処分場	688	7,700	山間	2005	3,250	24,800
5	宮津市	東部不燃物処理場	646	26,163	山間	1999	12,320	82,000
6	伊根町	伊根町一般廃棄物最終処分場	0	2,717	山間	2000	2,100	10,500
7	与謝野町	与謝野町一般廃棄物加悦最終処分場	225	523	山間	1997	9,500	50,000
8	与謝野町	与謝野町一般廃棄物岩滝最終処分場	129	1,664	山間	1999	4,600	29,000
9	与謝野町	与謝野町一般廃棄物野田川最終処分場	168	31,056	山間	2003	9,550	55,000
10	舞鶴市	舞鶴市一般廃棄物最終処分場	19,911	121,766	山間	2009	27,000	200,000
11	綾部市	綾部市クリーンセンター	105	115	山間	1999	8,900	78,000
12	綾部市	綾部市第2最終処分場	3,150	34,890	山間	2015	8,900	46,000
13	福知山市	福知山市不燃物埋立処分場	18,516	151,337	山間	1988	85,800	1,095,000
14	福知山市	三和町一般廃棄物最終処分場	1,350	2,892	山間	2002	4,700	19,800
15	亀岡市	エコトピア亀岡	1,494	33	山間	2007	16,000	77,920
16	京都市	京都市東部山間埋立処分地	18,244	3,170,283	山間	2000	240,000	4,500,000
17	乙訓環境衛生組合	勝竜寺埋立地	633	55,495	平地	1981	37,761	318,100
18	城南衛生管理組合	グリーンヒル三郷山	3,569	90,172	山間	2001	17,000	200,000
19	京田辺市	環境衛生センター天王碧水園	201	54,852	山間	2000	17,300	62,000
20	木津川市	木津川市桜台環境センター	0	25,457	山間	1981	14,231	37,639

人口、ごみ総排出量及び焼却処理量等の推計について

人口、ごみ総排出量及び焼却処理量の推計については、環境省公表の「一般廃棄物処理事業実態調査結果」を活用し、本府が次のとおり一定の仮定の基で令和 7 年度、令和 12 年度、令和 17 年度及び令和 22 年度について試算したものである。

主な項目	活用数値	推計方法
人口	一般廃棄物処理事業実態調査結果 〔平成 24（2012）年度～令和 3（2021）年度〕	令和 3（2021）年度以前の過去 10 年間のデータを基に近似曲線（4 式）を求め、原則として相関関係の高い 2 式の平均値を採用
ごみ総排出量		ブロック別、ごみ区分別に、令和 3（2021）年度以前の過去 10 年間のデータを基に近似曲線（4 式）を求め、原則として相関関係の高い 2 式の平均値を採用
焼却処理量		ブロック別に、令和 3（2021）年度以前の過去 10 年間のデータを基に近似曲線（4 式）を求め、原則として相関関係の高い 2 式の平均値を採用

※ いずれの近似曲線も採用しがたい場合（相関係数が低いなど）は、過去 3 年間の平均値を採用

※ 令和 22 年度総発電量は、焼却処理量全量をごみ発電に利用し、かつ発電効率が 20%に向上（令和 3 年度稼働施設仕様値等では 10.82%～19.52%）すると仮定し、試算

参考2

- 32 -